

入札公告

次のとおり一般競争入札（持参入札）に付します。

令和元年9月9日

学校法人御子柴学園 理事長 御子柴秀夫

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 「よしだ幼稚園2歳児室増築工事」
- (2) 工事場所 塩尻市大字広丘吉田字堰西497番2、497番3、498番1、498番4
- (3) 工事内容 増築工事 木造平屋建て（延床面積81.15㎡）
- (4) 工期 契約締結日から2020年3月15日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和元年度及び令和2年度の塩尻市における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合評価値が800点以上かつ塩尻市が付与した新客観点数が80点以上であること。
- (2) 塩尻市内に本店もしくは支店、営業所を有する者であること。
- (3) 平成21年度以降、元請けとして福祉施設や教育施設等（保育所、幼稚園、老人ホームなど）の建築の新築若しくは増築工事の施工実績を有すること。
- (3) 塩尻市暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (4) 工事現場には監理技術者を配置すること。
- (5) その他、「制限付一般競争入札」入札説明書（以下「入札説明書」という。）で定める参加資格要件を満たしていること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所

〒399-0701 塩尻市大字広丘吉田498番の1
学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園
電話 0263-58-4312

(2) 入札説明書等の交付

ア 入手方法

1) 上記場所での交付

令和元年9月9日（月）～9月13日（金）

午前10時～正午および午後1時～午後4時

ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。

2) メールによる交付

上記期間内に、下記アドレスへの電子メール請求によりファイルを交付
E-mail : yo-kondo@mqc.biglobe.ne.jp

イ 交付図書

仕様書、設計書、契約書（案）入札説明書 質問書
ただし、交付図書は無償とします。

(3) 本公告、入札説明書及び設計図書に対する質問

ア 質問方法

質問書（様式指定）を(2)のE-mailアドレスまで送信してください。

イ 受付期間

令和元年9月10日（火）～9月18日（水）の午前10時～正午
および午後1時～午後4時とします。ただし休日を除きます。

ウ 質問に対する回答

質問者には個別にメールにて回答するほか、回答書は(1)に示す場所において
供覧に供します。あわせて補足図面等が掲示されることもありますので、前も
ってご確認ください。

エ 閲覧期間

令和元年9月20日（金）～9月30日（月）の午前10時～正午
および午後1時～午後4時とします。ただし休日を除きます。

(4) 入札の日時等

ア 入札日時

令和元年10月2日（水） 午後2時30分

イ 入札場所

塩尻市大字広丘吉田498番の1
「学校法人御子柴学園 よしだ幼稚園」

ウ 入札方法

入札書（入札金額については税抜きで記入。）、名刺等身分が分かるもの、代
理の方は委任状を持参してください。また入札の際、入札説明書で定めるところ
により、誓約書を提出するとともに、積算内訳書を作成のうえ持参してくだ
さい。

エ 入札回数

1回（落札者が決定しない場合、再入札を2回まで行います。）

オ 落札者の決定

入札説明書に掲げる方法によります。

(5) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期間

令和元年9月10日（火）～9月17日（火）の午前10時～正午
および午後1時～午後4時とします。ただし休日を除きます。

イ 提出先

(1)に示す場所。

ウ 提出方法

郵送または持参。

エ 資格確認

令和元年9月18日（水）中に、書面にて通知。

4 その他

(1) 入札保証金および契約保証金の納付義務

入札説明書に掲げるとおり。

(2) 予定価格の設定方法

総額で定める。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札等、入札説明書に掲げる事項に該当した入札は、無効とします。

(4) 契約書の作成の要否

要。

(5) 入札の中止等

本入札に関しては、天変地異があった場合、又は入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札の執行を延期又は中止することがあります。

(6) 本入札については、本公告及び入札説明書に定めるものとする。

(7) 本工事にかかる工事費の支払方法は契約締結時に定めるものとします。ただし、塩尻市の補助金をもって支払う場合にあっては塩尻市からの補助金の入金後遅滞なく、また借入金をもって支払う場合にあっては金融機関等からの資金交付後遅滞なく支払うこととします。

以上